

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成26年10月17日

世田谷区

1 業務内容

(1) 件名

世田谷区自転車コールセンター運營業務委託（長期継続契約）

(2) 目的

本件契約の業務は、自転車コールセンターを1箇所設置し、区民等からの放置自転車に関する一切の問合せ・苦情等の対応を行うとともに、区が別に委託する、自転車の撤去作業を行う事業者と連携し、必要な対応を行うことで、自転車対策業務の効率化と区民サービスの向上を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

自転車コールセンターを1箇所開設し、区民等からの放置自転車に関する一切の問合せ・苦情等の対応を行う。

区が別に委託する自転車の撤去作業を行う事業者と連携し、放置自転車の通報処理等の必要な対応を行う。

詳細は実施説明書別紙（委託事業詳細）による。

(4) 委託期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで（3カ年）

本業務に関わる契約締結は予算の配当を条件とする。

履行準備期間確保のため、区と事業者で協議の上、履行期間より前の日付（平成27年1月上旬以降）での契約締結を予定している。

本業務委託に関わる契約締結は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約を予定している。このため、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することがある。

契約期間中に履行不良が頻繁にみられる場合などは、この契約を変更又は解除することがある。

2 事業実施委託料の上限額

月額： 1,200,000円（税込）

年額：14,400,000円（税込）

平成27年4月1日以前の履行準備期間に対しての委託料は生じない。

3 参加資格

提案書提出時において、次の要件をすべて満たす法人であることを必要とする。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当する者でないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 過去5年以内に人口50万人規模以上の自治体において、当該自治体のコールセンター業務を受託した実績がある者。
- (6) 財団法人日本情報処理開発協会等の認定するプライバシーマークの使用許諾、又はこれと同等の個人情報保護に関する認証を取得していること。
- (7) コールセンター開設のための施設を自社で保有していること。

4 提出書類

《参加表明書提出時》

参加表明書、 納税証明書、 他自治体の同様業務実績を確認できる書類、 プライバシーマークの取得を確認できる書類、 コールセンター施設内の配置状況を確認できる書類

《提案時》

法人の財務状況がわかる書類、 法人の定款等、 法人の登記事項証明書、 法人の事業経歴・概要

5 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

6 参加表明書の提出期限

平成26年10月29日（水） 午後5時必着

7 質問について

受付期間 平成26年11月4日（火）～11月7日（金）午後5時必着

回答期間 平成26年11月10日（月）～11月14日（金）午後5時までの間

8 提案書の提出期限

平成26年11月28日（金）午後5時必着

9 提案書を特定するための評価基準

- (1) 委託実績に関する事項
- (2) 業務実施方針について
- (3) コールセンターの運営に関する事項
- (4) 各種設備に関する事項
- (5) 情報セキュリティ対策に関する事項
- (6) 非常時対応に関する事項
- (7) 準備作業及び、次期引継ぎ作業に関する事項
- (8) 価格に関する事項
- (9) その他追加提案に関する事項

10 スケジュール

・手続き開始の公告日	平成26年10月17日(金)
・説明書の交付期間	平成26年10月17日(金)から10月29日(水)
・参加表明書提出期限	平成26年10月29日(水)午後5時
・提案者招請通知交付	平成26年11月4日(火)
・質問提出期限	平成26年11月4日(火)から11月7日(金)
・質問回答送付	平成26年11月10日(月)から11月14日(金)
・提案書の提出期限	平成26年11月4日(火)から11月28日(金)午後5時
・1次審査結果の通知	平成26年12月5日(金)
・2次審査	平成26年12月10日(水)
・2次審査結果の通知	平成26年12月12日(金)
・契約予定時期	平成27年1月上旬以降

11 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区交通政策担当部交通安全自転車課

世田谷区世田谷4丁目21番27号 世田谷区役所第3庁舎2階

電話：03-5432-2573 FAX：03-5432-3084

(2) 実施説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：平成26年10月17日(金)から平成26年10月29日(水)

場 所：世田谷区交通政策担当部交通安全自転車課

(世田谷区世田谷4-21-27 世田谷区役所第3庁舎2階)

交付方法：窓口での直接交付及び世田谷区公式ホームページでの希望者自らのダウンロード。

なお窓口交付は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時とする。

12 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約保証金 不要
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1) に同じ
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (7) 詳細は、実施説明書による。
- (8) 提案期限以後の参加表明書及び提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- (9) 提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (10) 提案者から提出された書類は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (11) 参加表明書や提案書等提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする。
- (12) 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、世田谷区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。
- (13) 履行準備期間確保のため、区と事業者で協議の上、履行期間より前の日付での契約締結を予定している。